

各 位

東京都のディーゼル車規制に伴う補助事業（平成15年度）

1 粒子状物質減少装置の装着補助（車両総重量3.5t以下の車両を除く）

(1) 補助対象者 : 使用の本拠が都内のディーゼル車（平成13年9月20日以前初度登録の車両）を所有する者又は所有者の承諾を得て使用する者で、国、地方公共団体、及び国又は地方公共団体の出資団体と、中小企業基本法に規定されていない企業を除く。

(2) 補助対象装置 : 知事が指定した粒子状物質減少装置

(3) 補助対象経費 : 粒子状物質減少装置を取り付けるまでの経費（自社工場で装着する場合は、装着費用を除く）

(4) 補助率及び補助限度額

補助率 : 1台当たり補助対象経費の1/2

補助限度額 : DPF : 車両総重量8t超の特定自動車	400千円/台
車両総重量8t以下3.5t超の特定自動車	300千円/台
酸化触媒 : 車両総重量8t超の特定自動車	200千円/台
車両総重量8t以下3.5t超の特定自動車	100千円/台

2 圧縮天然ガス(CNG)自動車の購入補助

(1) 補助対象者 : 都内事業者で、国又は地方公共団体の出資団体と、中小企業基本法に規定されていない企業を除く。

(2) 補助対象車 : 圧縮天然ガス(CNG)自動車（車両総重量3.5t以下のものを除く都内登録自動車）の購入

(3) 補助対象経費 : 改造費

(4) 補助率及び補助限度額

補助率 : 補助対象経費から国等(国土交通省またはNEDO)負担分を除いた額の1/2

補助限度額 : 車両総重量8t超のもの	400千円/台
車両総重量8t以下3.5t超	300千円/台

3 申請書類

申請書類については、東京都トラック協会、東京都環境局規制課及び多摩環境事務所にあります。また、環境局のホームページにも掲載していますので、そちらをダウンロードしても結構です。

環境局ホームページアドレス:

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/jidousya/jidousyahyoushi/hojyorc/shiensaku.htm>

添付書類については、裏面を御覧ください。

4 申請受付期間

平成15年4月1日から（締め切りについては、別途定めます。）

5 注意事項

装置を装着して、補助金を受領してから車両を転売されると、補助金を返還していただくことになります。詳細については、下記にお問い合わせください。

6 問い合わせ先

東京都環境局自動車公害対策部規制課低公害化助成係

住所: 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

電話: 03-5388-3529

Eメールアドレス: S0000630@section.metro.tokyo.jp

提出書類一覧表

書類名	DPF装置等補助金	CNG補助金
交付申請必要書類	<p>(1) 交付申請書 (添付書類) 申請者の営む主な事業及びその内容 (例：登記簿謄本(写)又は確定申告書(控)の写し) 申請者の資産及び負債に関する事項 (例：決算報告書又は青色申告決算書の貸借対照表) 補助対象経費に係る見積書の写し (装着する車両登録番号、取付装置型式を記載のこと) 装着予定車の自動車検査証の写し (申請時に有効期間内であるもの) 承諾書等(所有権留保の場合) その他参考となる書類</p> <p>(2) 支払金口座登録依頼書</p>	<p>(1) 交付申請書 (添付書類) 申請者の営む主な事業及びその内容 (例：登記簿謄本(写)) 申請者の資産及び負債に関する事項 (例：貸借対照表) 補助対象経費に係る見積書の写し 貸与料金の算定根拠明細書(リースの場合) その他参考となる書類</p> <p>(2) 支払金口座登録依頼書</p>
実績報告書必要書類	<p>(1) 実績報告書 (添付書類) 契約書の写し若しくは請求書の写し 又はそれに代わるもの 領収書の写し又はそれに代わるもの 装着証明書の写し又はそれに代わるもの その他参考となる書類</p> <p>(2) 請求書 (3) 支払金口座振替依頼書 (4) 印鑑証明</p>	<p>(1) 実績報告書 (添付書類) 購入車両の自動車検査証の写し 契約書の写し若しくは請求書の写し又はそれに代わるもの 補助対象経費に係る領収書の写し又はそれに代わるもの 貸与料金の算定根拠明細書(リースの場合) その他参考となる書類</p> <p>(2) 請求書 (3) 支払金口座振替依頼書 (4) 印鑑証明</p>

平成15年度DPF装置等取付補助金フロー（H15 4月～）

